平成28年 No.18

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則

改正理由

事務組織の変更に伴い, 所要の改正を行うものである。

承認経過

事務組織の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則を次のように制 定する。

平成28年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成28年規則第14号

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則(案)

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則(昭和52年規則第8号)
- (2) 国立大学法人東京学芸大学公印規則(昭和57年規則第4号)

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由:事務組織の変更に伴い,所要の改正を行うものである。

改 正(案) 現 行

[省略]

(文書記号番号)

第5条 文書記号は、別表に定めるとおりとする。

2 文書番号は、記号ごとに付し、毎年4月1日に更新する。

[省略]

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、大学史資料室事務室の部分については平成24年4月1日から適用し、小学校英語教育担当課の部分については平成27年10月1日から適用する。

別表

学	務	į	果	に	属	す	. 7	5	£	Ø	東学芸 学務 第	号
教	育	企	画	課	に	属	す	る	ŧ	Ø	東学芸 教企 第	号
学	生	į	果	に	属	す	. 7	5	£	\mathcal{O}	東学芸 学生 第	号
<u>入</u>	試	1	果	に	属	す	. 7	5	£	Ø	東学芸入第	号
国	際	1	果	に	属	す	7	5	£	Ø	東学芸 国際 第	号
研	究	支	援	課	に	属	す	る	ŧ	Ø	東学芸 研支 第	号
学	系	支	援	課	に	属	す	る	ŧ	<i>(</i>)	東学芸 学支 第	号
学	術	情	報	課	に	属	す	る	ŧ	0	東学芸 学情 第	号
情	報	基	盤	課	に	属	す	る	ŧ	0)	東学芸 情基 第	号
<u>小</u> :	学 校	英	語 剗	有	担当	課	に属	す	るも	Ø	東学芸 小英 第	号

[省略]

(文書記号番号)

第5条 文書記号は、別表に定めるとおりとする。

2 文書番号は、記号ごとに付し、毎年4月1日に更新する。

[省略]

別表

総	務	課	に	属	す	る	Ł	\mathcal{O}	東学芸総第	号
人	事	課	に	属	す	る	ŧ	の	東学芸人第	号
広	報	企 画	課	に	属	する	b	\mathcal{O}	東学芸広第	号
附	属	学 校	課	に	属	する	b	の	東学芸附第	号
財	務	課	に	属	す	る	b	の	東学芸財第	号
経	理	課	に	属	す	る	ŧ	の	東学芸 経 第	号
施	設	課	に	属	す	る	b	の	東学芸 施 第	号
学	務	課	に	属	す	る	Ł	の	東学芸 学務 第	号
教	育	企 画	課	に	属	する	4	の	東学芸 教企 第	号
学	生	課	に	属	す	る	Ł	\mathcal{O}	東学芸 学生 第	号

大学史資料室事務室に属するもの	東学芸史第 号
総務課に属するもの	東学芸総第 号
人事課に属するもの	東学芸人第 号
広報企画課に属するもの	東学芸広第 号
附属学校課に属するもの	東学芸附第 号
財務課に属するもの	東学芸財第 号
経理課に属するもの	東学芸経第 号
施設課に属するもの	東学芸 施 第 号
監査室に属するもの	東学芸 監 第 号
総合教育科学系に属するもの	東学芸 総合 第 号
人文社会科学系に属するもの	東学芸人文第 号
自然科学系に属するもの	東学芸自然第 号
芸術・スポーツ科学系に属するもの	東学芸芸ス第号
環境教育研究センターに属するもの	東学芸環第 号
教育実践研究支援センターに属するもの	東学芸実第 号
留学生センターに属するもの	東学芸留七第 号
国際教育センターに属するもの	東学芸国セ第 号
教員養成カリキュラム開発研究センターに属するもの	東学芸教第 号
保健管理センターに属するもの	東学芸保セ第 号
情報処理センターに属するもの	東学芸情第 号
理科教員高度支援センターに属するもの	東学芸理第 号
学生相談室に属するもの	東学芸相第 号

入	試	課	に	属	す	る		ŧ	0	東学芸入第	号
玉	際	課	に	属	す	る		ŧ	の	東学芸 国際 第	号
研	究	支 援	課	に	属	す	る	ŧ	Ø	東学芸研支第	号
学	系	支 援	課	に	属	す	る	ŧ	0)	東学芸学支第	号
学	術	青 報	課	に	属	す	る	ŧ	<i>(</i>)	東学芸 学情 第	号
情	報	ま 盤	課	に	属	す	る	ŧ	\mathcal{O}	東学芸 情基 第	号
監	査	室	に	属	す	る		ŧ	0)	東学芸監第	号
総	合 教	育利	斗 学	系	に履	ます	る	ŧ	0)	東学芸総合第	号
人	文 社	会 和	斗 学	系	に属	ます	る	ŧ	Ø	東学芸人文第	号
<u>自</u>	然和	斗 学	系	に	属	す	る	ŧ	\mathcal{O}	東学芸 自然 第	号
芸行	ボ・フ	、ポー	・ツ 利	斗 学	系に	. 属 .	す.	3 t	<i>(</i>)	東学芸芸ス第	号
環力	竟 教 う	育 研 多	とセ	ンタ	— に	[属	す	るも	\mathcal{O}	東学芸環第	号
教育	育実 践	研究	支援	セン	ター	に属	す	るも	<i>(</i>)	東学芸実第	号
留	学 生	セン	/ タ	_	に属	すす	る	ŧ	Ø	東学芸留セ第	号
国	際教	育セ	ン	ター	- に	属す	- 7	5 &	0	東学芸国セ第	号
教員	養成力	リキュ	ラム開	発研	究セン	ターに	こ属	する。	もの	東学芸教第	号
<u>保</u>	健 管	理セ	ン	ター	- に	属す	- 7	5 8	\mathcal{O}	東学芸保セ第	号
情:	報 処	理セ	ン	ター	- に	属す	- 2	5 &	<i>(</i>)	東学芸 情 第	号
理利	斗教員	高度	支援	セン	ター	に属	す	るも	<i>(</i>)	東学芸理第	号
学	生	目談	室	に	属	す	る	ŧ	0	東学芸相第	号
学 /	生キ	ャリ	ア支	援	室に	属。	する	5 t	\mathcal{O}	東学芸キ第	号
教員	員養 成	開発	連携	セン	ター	に属	す	るも	<u>の</u>	東学芸 連携 第	号

Г

学生キャリア支援室に属するもの	東学芸・手第 号
留学生室に属するもの	東学芸 留学 第 号
教員養成開発連携センターに属するもの	東学芸 連携 第 号
次世代教育研究推進機構に属するもの	東学芸 次世 第 号
児童・生徒支援連携センターに属するもの	東学芸 児童 第 号
放射性同位元素総合実験施設に属するもの	東学芸 放 第 号
有害廃棄物処理施設に属するもの	東学芸有第 号

 放射性同位元素総合実験施設に属するもの
 東学芸**放**第
 号

 有 害 廃 棄 物 処 理 施 設 に 属 す る も の
 東学芸**有**第
 号

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由:事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 現 行 正 (案) [省略] [省略] (用語の定義) (用語の定義) 第2条 この規則において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章 第2条 この規則において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章 で、その印影を押すことにより、当該文書が真正なものであり、かつ、効力を で、その印影を押すことにより、当該文書が真正なものであり、かつ、効力を 有することを認証するものをいう。 有することを認証するものをいう。 2 この規則において「部局」とは、事務局、各学系、連合学校教育学研究科、 2 この規則において「部局」とは、事務局、各学系、連合学校教育学研究科、 附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生セン 附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生セン ター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理 ター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理 センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、放射性同位元素総 センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、放射性同位元素総 合実験施設、有害廃棄物処理施設、学生相談センター、学生キャリア支援セン 合実験施設、有害廃棄物処理施設、学生支援センター、教員養成開発連携セン ター、教員養成開発連携センター、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 ター、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 3 この規則において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。 3 この規則において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。 [省略] [省略] この規則は、平成28年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。